

# 後期高齢者医療制度の

## 説明会を開催します。

平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度について、多くの人に制度への理解と関心を深めていただくことを目的として、下記のとおり説明会を開催します。

### 説明内容

- ①この制度の対象となる人
- ②給付と窓口負担
- ③保険料
- ④その他

### 説明日時

| 日        | 時             | 場 所           |
|----------|---------------|---------------|
| 1月16日(水) | 午前10時～11時     | 中央公民館 講座室     |
|          | 午後1時30分～2時30分 | 西公民館 大会議室     |
| 1月18日(金) | 午前10時～11時     | 北公民館 会議室・講座室  |
| 1月22日(火) | 午前10時～11時     | 南公民館 会議室・講座室  |
|          | 午後1時30分～2時30分 | 東公民館 会議室・講座室  |
| 1月27日(日) | 午前10時～11時     | 市役所 第2庁舎第1会議室 |

### 後期高齢者医療制度の 保険料が決まりました

4月から始まる後期高齢者医療制度では、75歳以上の人および65歳以上75歳未満の一定の障がいのある人で、申請して埼玉県後期高齢者広域連合から認定を受けた人は、現在加入している医療保険(国民健康保険、政府管掌社会保険など)から、

後期高齢者医療制度の被保険者となり、市に保険料を納めていただくこととなります。

その平成20年度および21年度の保険料が、平成19年11月に埼玉県後期高齢者医療広域連合の条例により、所得割の率が7.96%、被保険者均等割が年額4万2530円と定められました。

※平成19年広報10月号に制度概要を掲載しています。

▼保険料は、「高齢者の一人ひとりに皆、納めていただく」こととなります。

▼「所得にに応じて負担いただく部分(所得割)」と被保険者の人に「等しくご負担していただく部分(被保険者均等割)」の合計額になります。

▼所得の低い世帯の人には、被保険者均等割が軽減されます。(7割・5割・2割)

▼どんなに所得が高い人でも年50万円が最高になります。

### ◎後期高齢者医療制度に加入すると

①「国民健康保険に加入していた人」やサラリーマンで健康保険の被保険者

であった人

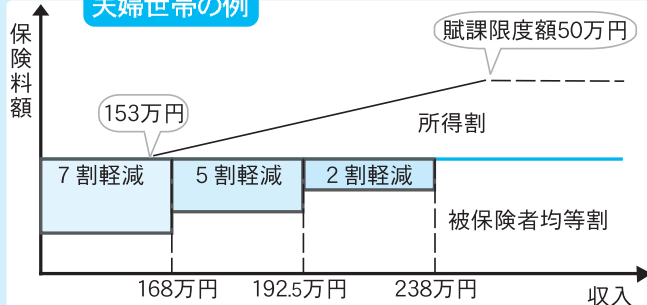
・国民健康保険や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

②「健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった人

・新しく保険料をご負担いただくこととなります。

「加入から2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。また、制度開始時の1年間は特定支援策で4月から9月までは

### 夫婦世帯の例



### 院外処方箋の高額療養費について

保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料が9割軽減されます。

国民健康保険の加入者が、高額療養費の支給対象に該当する場合、請求のための書類をお送りしていますが、70歳未満の人が院外処方を受けた場合、窓口で支払った金額が高額となっても、支給対象として通知されないことがあります。これは、病症と調剤の内容を確認しなければ、同一の医療機関として処理することができないためです。70歳未満の国民健康保険加入者の人が院外処方を受け、高額療養費に該当すると思われる場合は、お手数ですが、市役所保険年金課までお問い合わせください。

※国民健康保険以外の人の高額療養費については、加入する保険や勤務先などにお問い合わせください。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線145・FAX

(43) 1125